



つくばみらい市告示第44号

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例及び施行規則の運用基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例及び施行規則の運用基準の一部を改正する告示

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例及び施行規則の運用基準(平成29年つくばみらい市告示第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第4号前段中「規定する」の次に「、別表で定める」を加え、「(旧谷和原村の区域については平成16年6月17日、旧伊奈町の区域については平成22年8月2日)」を削り、「、」を「、」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 前号に規定する「おおむね200平方メートル以上」とは、原則として165平方メートル以上とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第6条関係)

集落名	指定の日
細代・寺畑	平成16年6月17日
小絹・筒戸・杉下	
福岡・台・福岡入会地・南	
樫木・上長沼・下長沼	
下長沼・西丸山・古川・加藤・川崎	
東榎戸・西榎戸・東榎戸西榎戸入会地	
小張(高波)	平成22年8月2日
小張(愛宕北)	
小張(愛宕南)	
小張(上中下宿)	
狸穴・高岡	
板橋(花田久保)	

板橋	
板橋・南太田（新山）	
南太田（鎌田）	
上島・中島	
谷井田（北9区）	
弥柳・山谷	
谷井田（外記新田）	
下島・中島	
南太田（塙・久保）	
新戸・福田・市野深	
豊体・市野深	
青木・長渡呂	
城中・東栗山・足高・伊丹	
伊丹・足高・神住新田・山王新田	
山王新田（第7期住宅・8期住宅）	
山王新田・下平柳	
谷口・小張	令和6年4月1日

附 則

この告示は、公布の日から施行する。